

## 令和6年嵐山町農業委員会 第1回総会議事録

### 1. 開会日時

令和6年1月23日（火）午前10時30分～午前11時00分

### 2. 開催場所

嵐山町役場 町民ホール

### 3. 出席委員（出席者8名）

第1番 瀬山和令 第2番 金井敏隆 第3番 内田公生 第4番 内田久子

第5番 安藤紀子 第6番 杉田健一 第7番 青木美恵子 第8番 杉田 哲

### 4. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

日程第4 議案第1号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

日程第5 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

日程第6 議案第3号 嵐山町農業振興地域整備計画の変更について

### 5. 農業委員会事務局職員

事務局長 中村 寧

事務局次長 内田 雅幸

主 事 高田 遼太郎

議長 ( 総会招集あいさつ )

議長 それでは、総会を始めたいと思います。

ただいまの出席委員は 8 名であります。

嵐山町農業委員会 会議規則第 6 条の規定による、  
定足数に達しております。

議長 よって、令和 6 年嵐山町農業委員会第 1 回総会は成  
立しました。

これより開会します。

議長 日程第 1 議事録署名委員の指名を行います。

議席番号 第 3 内田 公生 委員

議席番号 第 4 内田 久子 委員

議席番号 第 5 安藤 紀子 委員

議長 以上、3 委員を指名します。

議長

日程第2 会期の決定を議題とします。  
会期は、本日一日限りとしたいと思います。  
これにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

ご異議なしと認めます。  
よって、会期は本日一日限りと決定しました。

議長

日程第3 諸般の報告をします。  
初めに、農業委員会第1回総会に提出されました議案について、報告します。議案第1号・第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について2件、議案第3号 嵐山町農業振興地域整備計画の変更について1件、合計3件です。

議長

次に、提出議案一覧表及び議事日程は、すでにお手元に配付しておりますので、ご了承願います。

議長

以上で、報告を終わります。

議長 続きまして、日程第4 議案第1号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についての件を議題とします。本案について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第1号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、説明いたします。

事務局 申請地は比企郡嵐山町大字〇〇字〇〇〇△△△番△、地目：畑、面積：400㎡です。

事務局 譲受人は、比企郡嵐山町大字〇〇△△△番地△氏名A氏です。

事務局 譲渡人は、比企郡嵐山町大字〇〇△△△番地△氏名B氏です。

事務局 転用目的は自己用住宅です。

事務局

申請者は、平成6年に結婚し、2人の子どもに恵まれ、〇〇市で生活をしておりましたが、平成31年に離婚が成立し、現在は住所地にて生活しております。そんな中、当家の後継者問題が解決し、既に分家独立している兄の長男が実家を継ぐことが決まったことを機に、マイホームの建築を決定し、母と長女の3人で新たな生活を始め、老後の母の面倒も看たいと考えているとのことです。建築地の選定にあたり、母は住所地において60年間生活しているため、慣れ親しんだ生活環境を変えないことを最優先に考え、長閑で敷地内に90㎡程の木造平屋住宅が建てられ、車3台の駐車スペースが確保できる土地を希望しており、この土地以外にもいくつかの建築候補地を探しましたが、希望条件に合わず、当申請地に決めたとのことです。

事務局

それでは、埼玉県知事に進達する意見書の許可基準に沿った、説明をさせていただきます。

事務局 工事計画：令和6年3月15日から令和6年8月31日までです。

事務局 農地区分：おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるが、相当数の家屋が連たんしている既存の集落に接続しているため、第1種農地の転用の不許可の例外に該当します。

事務局 資力及び信用：過去に違反転用はなく、資金調達計画書や残高証明書の添付があり、所要金額の内訳等も確認できているため、問題ないと思われます。

事務局 申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性：許可後、すぐに着工し、遅滞なく行われると思われます。

事務局 行政庁との免許、許可、認可等の処分の見込み：令和5年12月18日付で都市計画法第34条第12号の規定による開発許可を申請中とのことですので、問題ないと思われます。

事務局 計画面積の妥当性：必要最低限の面積を許可基準としております。周辺の状況等を考えたなかで、やむを得ないと考えます。

事務局 周辺の農地等に係る営農条件や総合的利用への支障の有無：隣接農地への営農条件や総合的な利用に支障はないと考えます。

事務局 尚、転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の有無、農地以外の土地の利用見込み、宅地の造成のみを目的とする場合にはその妥当性、一時転用である場合にはその妥当性、法令により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況については、全て該当しません。以上です。

議長 ありがとうございます。

ただいまの事務局の説明につきまして、質疑を行います。

議長

どうぞ。

(質疑なし)

議長

質疑を打ち切ります。ここで、先に調査会を開き、  
現地調査をしておりますので、その報告を第2班  
杉田委員、お願いします。

杉田委員

議案第1号について、調査報告をいたします。

1月17日の農地調査会にて、申請地を調査してまい  
りました。〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の□側に位置する農  
地であり、自己用住宅に転用する予定です。周辺農地  
に影響はないと思われるため、許可妥当と判断いたし  
ます。以上です。

議長

ありがとうございました。

それでは、議案第1号 農地法第5条第1項の規定  
による許可申請について採決します。

議長 本案を、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手 全員

議長 よって、議案第1号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、許可意見を付して埼玉県知事に進達することに決定しました。

議長 続きまして、日程第5 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についての件を議題とします。本案について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、説明いたします。

事務局 申請地は比企郡嵐山町大字〇〇字〇〇〇△△△番△外△筆、地目：畑、総面積：2,414㎡です。

事務局 譲受人は、比企郡嵐山町大字〇〇△△△番地 〇〇  
〇〇〇〇〇〇〇〇〇株式会社 代表取締役 氏名C氏  
です。

事務局 譲渡人は、比企郡嵐山町大字〇〇△△△△番地  
氏名D氏です。

事務局 転用目的は駐車場用地です。

事務局 申請人は現在、さらなる新製品の研究開発能力の増強  
を図るため、新たな研究開発棟の建設を予定しており、  
2024年前半には新棟の操業開始に伴う従業員の異  
動と、その後の人員増強を計画しております。新規事業  
棟の新築計画については、都市計画法29条の開発許可  
申請を令和4年9月26日付で許可受領し、令和6年3  
月には本格稼働の見通しとなっております。現在の在籍  
者における自家用車通勤率をもとに人員増加見込みを  
加味すると、2024年以降、すぐにも駐車スペースの  
不足が見込まれます。数年後の在籍見通しに対しては、

事務局 60台分近い不足見通しとなっています。この土地以外にもいくつかの建築候補地を探しましたが、希望条件に合わず、当申請地に決めたとのこと。

事務局 それでは、埼玉県知事に進達する意見書の許可基準に沿った、説明をさせていただきます。

事務局 工事計画：現時点での予定は令和6年2月27日から令和6年5月15日までです。

事務局 農地区分：おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるが、面積2分の1以内での既存の施設の拡張であり、特別な立地条件を必要とする事業の用に供するために行われるものであるため、第1種農地の転用の不許可の例外に該当します。

事務局 資力及び信用：過去に違反転用はなく、資金調達計画書や残高証明書の添付があり、所要金額の内訳等も確認できているため、問題ないと思われれます。

事務局 転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の有  
無：771番3の畑に関しては、所有権移転請求権の  
仮登記がされておりますが、関係管理者の同意書が添  
付されているため、問題ないと思われます。

事務局 申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性：許  
可後、すぐに着工し、遅滞なく行われると思われます。

事務局 行政庁との免許、許可、認可等の処分の見込み：農  
政課に水路使用による公共物使用許可申請、まちづく  
り整備課に道路占用許可申請を出しているとのこと  
ですので、問題ないと思われます。

事務局 農地以外の土地の利用見込み：町所有の公衆用道路  
が計画に含まれていますが、既に町との払い下げの契  
約が締結されております。

事務局 計画面積の妥当性：必要最低限の面積を許可基準と  
しております。周辺の状況等を考えたなかで、やむを

事務局 得ないと考えます。

事務局 周辺の農地等に係る営農条件や総合的利用への支  
障の有無：隣接農地への営農条件や総合的な利用に支  
障はないと考えます。

事務局 尚、宅地の造成のみを目的とする場合にはその妥当  
性、一時転用である場合にはその妥当性、法令により  
義務付けられている行政庁との協議の進捗状況につ  
いては該当いたしません。以上です。

議長 ありがとうございます。

ただいまの事務局の説明につきまして、質疑を行  
います。

議長 どうぞ。

(質疑なし)

議長 質疑を打ち切ります。ここで、先に調査会を開き、

議長 現地調査をしておりますので、その報告を第4班  
金井委員、お願いします。

金井委員 議案第2号について、調査報告をいたします。

1月17日の農地調査会にて、申請地を調査してまいりました。〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の□側に位置する農地であり、駐車場用地に転用する予定です。周辺農地に影響はないと思われるため、許可妥当と判断いたします。以上です。

議長 ありがとうございます。

それでは、議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について採決します。

議長 本案を、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手 全員

議長 よって、議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、許可意見を付して埼玉県知事に進達することに決定しました。

議長 続きまして、日程第6 議案第3号 嵐山町農業振興地域整備計画の変更についての件を議題とします。この件について、嵐山町長より意見を求められております。本案について、農政課長から説明をお願いします。

農政課長 議案第3号 嵐山町農業振興地域整備計画の変更について、説明させていただきます。

農政課長 それでは農用地区域からの除外案件 事案番号1について説明いたします。

農政課長 ・事案番号1

所在地は、比企郡嵐山町大字〇〇字〇〇△△△△番△、地目：畑、面積：322㎡の内1㎡です。除外事由は、井戸の設置で、事業計画者は、氏名E氏です。

農政課長 申請者は、申請地である△△△△番△で野菜の作付をしておりますが、現在、水源を確保するのが難しく、枯れてしまう野菜も多くあるとのこと。これらを改善するには畑近辺に井戸を設置し、水源施設を確保する必要があります。今般の申請に至ったとのこと。以上です。

議長 ありがとうございます。ただいまの農政課長の説明につきまして、質疑を行います。

議長 どうぞ

瀬山委員 農業用の井戸に設置についても除外が必要なのか。

事務局 当申請は除外手続きの中の1種であり、農用地区域内農地での農業用施設の設置については農政課へ軽微変更の届出をすることとなっております。農用地区域内農地から外す手続きではございません。

瀬山委員 理解できました。ありがとうございます。

議長 質疑を打ち切ります。ここで、先に調査会を開き、  
現地調査をしておりますので、その調査報告を第2班  
杉田委員からお願いします。

杉田委員 事案番号1について、調査報告をいたします。  
1月17日の農地調査会にて、現地を調査してまいりま  
した。申出地は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の□側にある農地  
の一部です。周辺農地に影響はないと思われるため、  
やむを得ないと判断いたします。以上です。

議長 ありがとうございます。  
これより、議案第3号 嵐山町農業振興地域整備計  
画の変更について、採決します。

議長 本案を、原案のとおり変更することについて賛成す  
る委員の挙手を求めます。

議長 挙手 全員

議長                    よって、議案第3号 嵐山町農業振興地域整備計画  
の変更について、「やむを得ない。」という意見を付し  
て、嵐山町長へ回答することに決定しました。

議長                    これにて、本総会に付議されました案件の審議は全  
て終了しました。

議長                    以上をもちまして、令和6年嵐山町農業委員会第1  
回総会を閉会します。

議長                    お疲れ様でした。

上記会議のてん末に相違ないことを証するため、議長及び委員の署名をする。

議長 杉田 哲

---

委員 内田 公生

---

委員 内田 久子

---

委員 安藤 紀子

---